	（当該各徴収取扱費算定期間内の二十二分の十）	法第七十二条の百四十五第二項	還付金等に相当する額が当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内	当該徴収取扱費算定期間内	還付金等が当該徴収取扱費算定期間の次の徴収取扱費算定期間内に	附則第六条の十一第一項
に係る還付金等について旧方法第七十二条の百四十五第二項の規定により読み替えて適用される旧法第七十二条の百四十五第二項の規定により加算する額とされた金額（同条第三項に規定する場合にあつては、当該金額を同条第三項の規定により加算した金額）と平成三十一年十月及び十一月	（同年十月及び十一月との合計額の十七分の十）	平成三十一年六月から八月までの徴収取扱費算定期間内に旧地方税法第七十二条の百四十五第二項の規定により納入された貨物割に係る地方消費税				